

山形認定こども園あすなろ園 重要事項説明書

1.施設運営主体

名 称	公益財団法人 鉄道弘済会
所 在 地	東京都文京区小石川 1 丁目 1 番 1 号 文京ガーデンゲートタワー19 階
電 話 番 号	03-6261-3298
代 表 者 氏 名	会長 森本 雄司

2.利用施設

施設の種類	保育所型 認定こども園		
施設の名称	山形認定こども園 あすなろ園		
施設の所在地	山形市上町 2 丁目 5－36		
連絡先	電話番号	023－644-7663	
	FAX	023－644-7673	
管理者	園 長	佐藤 文俊	
対象児童 利用定員	(1) 対象児童 子ども・子育て支援法第 1 9 条第 1 項第 1 号・第 2 号・第 3 号区分 に該当する子ども		
	(2) 利用定員		
	1 号認定		6 名 (3 歳～5 歳各 2 名)
	2 号認定		56
	3 号認定	満 1 歳以上	31
		満 1 歳未満	7
開設年月日	2020 年 4 月 1 日		
事業所番号	0620151000119		

3.施設の目的・運営方針

(1) 施設の目的

児童福祉法第 39 条の規定に基づき、保育・教育を希望する子どもを、保護者様よりお預かりし、保育・教育を行うことを目的とします。

(2) 運営方法

本園は、法の基本理念と関係法令に基づき、入園する子どもが明るく衛生的な環境において心身ともに健やかに、社会に適応できるように育成し援助するものとします。

また、運営に当たっては、山形市児童福祉法施行条例、山形市子ども・子育て支援施行条例及びその他関係法令等を遵守するものとします。

4.当園における施設・設備等の概要

(1) 施設

敷 地	敷地全体	1434 m ²
	園庭	575.5 m ²
園 舎	構造	2 階建鉄筋コンクリート造り
	延べ面積	756.9 m ²
	新築年月日	平成 4 年 3 月 18 日

(2) 主な施設

設 備	部 屋 数	備 考
乳児室	1 室	いちご組 1 歳児
ほふく室	1 室	いちご組 0 歳児
保育室	4 室	のいちご組 2 歳児、りんご組 3 歳児、みかん組 4 歳児、 くり組 5 歳児について各 1 室
遊戯室	1 室	
ホール	1	
調理室	1 室	
相談室	1 室	

5.職員の設置状況

(1) 職員の職種と配置状況

職 種	員 数	常 勤	非 常 勤	
園 長	1	1		
主任保育士	1	1		
主幹保育教諭	1	1		
副主任保育士	1	1		
保育士	18	18		
看護師	1	1		
栄養士	2	2		
調理師	1	1		
業務委託医	3		3	小児科、歯科、耳鼻咽喉科
備考 1 保育士・保育教諭は、子どもの人数に応じて必要な員数を配置します。 2 上記に掲げる職員のほか、必要に応じ職員を置くものとします。				

(2) クラス人数と職員の配置状況

クラス名	対象年齢	2・3号利用定員	1号利用定員	利用定員総数	保育士数
いちご組	0 歳児	7		7	3
いちご組	1 歳児	13		13	3
のいちご組	2 歳児	18		18	3
りんご組	3 歳児	18	2	20	2
みかん組	4 歳児	19	2	21	1
くり組	5 歳児	9	2	21	1

備考

- 1 保育士・保育教諭は、子どもの人数に応じて必要な員数を配置します。
- 2 上記に掲げる職員のほか、必要に応じ職員を置くものとします。

6.保育時間

当園では、保育・教育などを提供する時間及び日を次のとおり定めています。

月曜日から土曜日までの7:10～19:20。ただし日曜、国民の祝日に関する法律に定める休日及び12月29日から翌年1月3日までを除きます。

(1) 保育・教育時間

保育必要量	保 育 時 間
保育標準時間	7:10～18:10 未満で保育を必要とする時間
保育短時間	8:30～16:30 未満で保育を必要とする時間

(2) 時間外保育

保育必要量	保 育 時 間
保育標準時間	18:10～19:20 で保育を必要とする時間
保育短時間	7:10～8:29 と 16:30～18:09 と 18:10～19:20 で保育を必要とする時間

7.提供する保育・教育の内容

(1) 保育・教育の内容

保育所保育指針に基づくとともに、山形市児童福祉条例に基づき保育を提供するほか、次に掲げるものを行います。

- ア 特定教育・保育(延長保育、一時預かり保育)
- イ 養護と教育の一体的な提供
- ウ 食育の提供
- エ 子育て家庭に対する支援
- オ その他必要な保育・教育

(2) 食事及びおやつの提供

子どもの年齢に応じ、以下の時間帯におやつ及び食事を提供いたします。

年齢	午前おやつ	昼食	午後おやつ	延長保育おやつ
0～2 歳児	9:30	11:10	15:30	18:10
3～5 歳児		11:20	15:30	18:10

8.保育料のほかに負担していただく費用

(1) 主食代及び副食費の利用者負担(月額)

3, 4, 5 歳児 給食代	【1号認定子どもに係る給食費】	
	主食費(米代)	米代 600 円
	副食費(おかず代)	おかず代 4,800 円
	【2号認定子どもに係る給食費】	
	主食費(米代)	米代 700 円
	副食費(おかず代)	おかず代 4,800 円
絵本代 (2歳児以上)	保育教材として	月額 370 円～450 円程度

※0～2歳児の給食費は保育料に含まれています

(2) 時間外保育（延長保育）に係る利用者負担

保育標準時間（18：10～19：20の間）

項目	金額
延長保育料（延長）	250 円／回

保育短時間（7：10～8：29, 16：30～18：09, 18：10～19：20の間）

項目		金額
延長保育料（早朝・延長）	1 回につき	250 円

(3) 1 号認定に係る一時預かり（幼稚園型）に関する利用者負担

期間	時間	利用金額	食事代
◎月曜日～金曜日	7：10～8：30	100 円	
	8：30～9：00	100 円	
	13：00～16：00	300 円	
	16：00～18：00	200 円	
	18：00～19：20	250 円	
◎土曜日	7：10～8：30	100 円	250 円
◎長期休業日	8：30～9：00	100 円	
夏季 8/10～8/16	9：00～13：00	500 円	
冬季 12/26～1/3	13：00～16：00	500 円	
春季 3/25～3/31	16：00～18：00	200 円	
	18：00～19：20	250 円	

(4) 上記に掲げる費用のほか、保育行事参加による必要な費用(園外保育・特別保育など)を別途お支払いいただくことがあります。

この場合、あらかじめ費用をいただく目的やその理由について適宜書面でご案内します。

9.利用の終了に関する事項

以下の場合には保育・教育の提供を終了させていただきます

- (1) 1 号・2 号・3 号の認定が取り消されたとき
- (2) 山形市と協議の上、適当と認められないとき
- (3) 保育料および保育に係る費用が 2 ヶ月連続で滞納されたとき
- (4) 申告の内容が事実と異なるとき また申告されていないとき

1 0.業務委託医

以下の医療機関と業務委託契約を締結しています

小児科

医療機関の名称	荒井小児科医院
---------	---------

歯科

医療機関の名称	ごとうファミリー歯科
---------	------------

耳鼻咽喉科

医療機関の名称	医療法人横田医院
---------	----------

1 1.苦情などに関する相談窓口

苦情などにかかわる窓口を以下の通り設置しています

当園ご利用 相談窓口	・ 解決責任者 佐藤 文俊（園長） ・ 受付担当者 近江 晶子（主任保育士） ・ ご利用時間 当園開園日 開園時間内 ・ 電話番号 023－644－7663 ・ 担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出ください
---------------	---

第三者委員	2 名
-------	-----

※上記のほか、園内に要望・苦情等に係る投函箱を設置しています

1 2.非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、防災マニュアル及び消防計画書により対応いたします。			
防災設備	・ 自動火災報知機	有	・ 誘導灯	有
	・ ガス漏れ警報器	有	・ 非常警報装置	有
	・ 非常用電源	無	・ スプリンクラー	無
	・ その他カーテン、敷物、建具等の防災処理			有
	・ 災害に備えての備蓄品			
	食糧〔2 日分〕飲料水（2 日分）拡声器・ラジオ・懐中電灯・発電機			
避難・消火訓練	・ 条例の規定に基づき、避難訓練及び消火訓練を毎月実施しています。			

避難場所

第一避難場所	園庭
第二避難場所	上町公園
第三避難場所	双葉公園